

---

# 完全包括審査業務仕様書

---

(柔道整復療養費支給申請書点検審査業務仕様書)

2017年7月3日

一般財団法人 保険療養費審査等受託機構

本書は、一般財団法人保険療養費審査等受託機構（以下「審査受託機構」という）柔整療養費適正化システムにおける完全包括審査業務（柔道整復療養費支給申請書点検審査業務）の仕様書です。

## 1. 目的

- I. 療養費支給申請書の内容を電子データ化しコンピュータによる自動審査（客観的審査）を行い、疑惑のある申請書を抽出し、それらについて柔道整復師に直接臨床的視点からの照会調査をかけ、疑惑内容を分析・評価し柔道整復療養費の一層の適正化、合理化を図る。

## 2. 業務内容

### I. 申請書審査

- ① 毎月月末若しくは月初に療養費申請書を審査受託機構にご提出いただき、データエントリ、イメージ化を行います。（2～3日間）
- ② 上記データは審査受託機構のコンピュータによる自動審査をかけます。このコンピュータによる自動審査（客観審査）により疑惑のある申請書（濃厚施術、頻回施術、長期施術、過剰往療、家族診療、多部位請求、頻繁な部位変更（部位転がし）等）を抽出します。（3日間）
- ③ 疑惑のある申請書については審査受託機構にて臨床的視点から直接柔道整復師に照会調査書を発送します。この時、柔道整復師へは2週間の回答期限目安として連絡します。
- ④ 疑惑の内容が柔道整復師照会調査だけで十分ではないと判断されたときは患者照会調査を行う場合があります。但し、患者照会調査はあくまでも補充的なものとして考えております。患者照会調査が必要と思えるときは、その都度保険者にご相談させていただきます。
- ⑤ ③の柔道整復師照会調査書の回答は審査受託機構にて分析、検討され保険者に意見書を提出いたします。保険者では本意見書に基づき支払い、不支給、保留、返戻等のご判断をお願いすることになります。
- ⑥ 9か月間データ蓄積した後、毎月患者縦覧審査を実施し頻繁な部位変更（部位転がし）の傾向を見ていきます。その結果は、その都度保険者へご連絡いたします。保険者と相談の上、頻繁な部位変更、多部位請求傾向のものは柔道整復師に照会調査をかけることになります。
- ⑦ 上記のサイクルが毎月繰り返されます。

### II. 支払関係

- ① 申請書審査終了後、当月支払分と保留分（上記の申請書審査で疑惑のある申請

書として抽出されたもの) とにデータ上仕分けされ、当月支払(振込)合計金額が算出されます。

- ② 当月支払(振込)合計額はすぐに保険者にメールまたはファクスにてご連絡いたします。
- ③ 保険者により上記の金額を審査受託機構口座に振込んでいただきます。
- ④ 審査受託機構は保険者からの着金を確認ができ次第、柔道整復師(団体)へ振込手続きを実行します。
- ⑤ 尚、頻繁に振込口座を変更する柔道整復師がいるような場合は、『審査受託機構柔整療養費適正化システム(支払業務仕様)』に基づき保険者と相談の上その手続きを実行します。

3. 上記の作業工程につきましては、付属書類の工程表をご参照ください。

#### 4. その他

- ① コンピュータ審査後保留(再審査)となった申請書の画像(tif)を納品時に添付します。
- ② 総括表について 全部をまとめた総括表と団体毎にまとめた総括表の2種類を納品時に提出いたします。総括表には、当月支払い分、保留分(再審査分)、追加支払い分(過去の審査で支払可となったもの)が分かるように表記いたします。総括表は紙出力でなく Excel での納品も可能です。
- ③ 保険者が当会の意見書をもとに不支給と判断した場合は、保険者が柔道整復師に発送する不支給通知書を審査受託機構は試案作成のお手伝いをさせていただきます。
- ④ コンピュータ審査後抽出された疑義のある申請書についてはどこまで照会調査するか事前に打ち合わせをしてから進めることとなります。
- ⑤ 骨折・脱臼等で2回目以降医師の同意が必要なものは審査受託機構でチェックいたします。

**【付属書類】**

- ① 柔整療養費点検審査フローチャート
- ② (申請書) 入力項目配置図
- ③ 自動審査チェック一覧表
- ④ 完全包括審査概略工程表
- ⑤ 柔道整復師照会調査に関する FAQ (よくある質問)
- ⑥ 料金体系表

以上